

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 太陽育生会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽育生会の役員等の報酬の支給基準について定めるものである。

(役員等の定義)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会の委員をいう。

(報酬の定義)

第3条 この規程において報酬とは、法人が役員等に対し、その職務執行の対価として支払うものをいう。

(支給の基準)

第4条 役員等の報酬は、定款の規定にもとづき、社会通念上妥当な額を支給する。

(報酬の額)

第5条 役員等の報酬は、別表1のとおりとする。

(支払日)

第6条 報酬の支払いは、理事会等への出席のつど支払うものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

附則

この規程は、平成13年1月1日から施行する。

平成29年3月8日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成29年6月19日一部改正

令和3年6月10日一部改正

別表 1

職 務 内 容	対 象	支 給 額	備 考
理事会等への出席	理 事 監 事 評議員 評議員選 任・解任 委員会委 員	理事会、評議員会、評議員 選任・解任委員会への出席 につき12,640円	

- (注) 1 理事長については無報酬。  
 2 理事長に雇用される特殊関係者、法人の職員である理事及び評議員選  
 任・解任委員会の委員については無報酬。